(3)　国は(2)の当該都道府県の指導内容を踏まえ、他都道府県の遊漁者及び遊漁船業者にも同様の対応を行うよう理解と協力を求めるため、水産庁ホームページに「都道府県別海域別の管理状況一覧」を掲載する。

(4)　特に遊漁者（プレジャーボート等）は利用者の実態が必ずしも明らかでないことから、都道府県と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

(5)　遊漁者及び遊漁船業者による採捕量は第５の都道府県別に定める数量に含まれるため、当該都道府県知事の採捕停止命令（資源管理法第10条関係）が出された際は当該都道府県の水面で遊漁する者及び遊漁船業を営む者も命令対象となる。

(6)　なお、資源管理法による遊漁の管理のほか、関係海区漁業調整委員会において、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条の規定に基づく当該漁業調整委員会指示により、くろまぐろの採捕に関する制限又は禁止等の措置をとれるため、必要に応じた関係海区漁業調整委員会での議論を推奨する。

3　公平な漁獲可能量の配分や差引きルールの見直しの検討

公平な漁獲可能量の配分や差引きルールについては、その基礎となる採捕数量の集計・分析を行うとともに、地域や漁業種類別の遵守状況を踏まえたものとなるよう広域漁業調整委員会や水産政策審議会等の意見を聴き検討する。

4　調査・研究体制の充実

くろまぐろの保存及び管理をなお一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、現行の採捕数量の把握や資源に関する調査・研究体制の充実強化を更に進めることとする。

5　くろまぐろの管理に取り組む漁業者への支援

くろまぐろのより厳しい管理に取り組む漁業者を支援するため、漁業収入安定対策事業を活用するものとする。具体的には、資源管理指針・計画体制による強度資源管理タイプの資源管理計画の作成を推進する。

6　くろまぐろ管理の理解増進

くろまぐろの管理措置を適切に実施していくためには、同資源を利用している全ての漁業者が一丸となって、それぞれの漁業特性に応じながら取り組んでいくことが必要である。同時に流通加工業者や消費者等の幅広い方々の理解と協力も不可欠であり、水産庁ホームページの活用や例年８月に開催している「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」等を通じて理解増進に努めるものとする。

北陸地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月十三日、神通川水系河川整備計画［国管理区間］を決定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十九年十二月二十六日　　北陸地方整備局長　小俣　篤

訂正

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成29年度の平成29年10月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成29年12月28日　　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	57,712,000,000	4,434,338,068	9,127,749,504	13,562,087,573	△44,149,912,426	23.4
租税	56,620,000,000	4,357,108,667	8,745,980,488	13,103,089,155	△43,516,910,844	23.1
所得税	17,948,000,000	1,326,071,307	5,610,093,835	6,936,165,142	△11,011,834,857	38.6
法人税	12,391,000,000	498,237,381	—	498,237,381	△11,892,762,618	4.0
相続税	2,115,000,000	160,155,465	347,535,420	507,690,886	△1,607,309,113	24.0
消費税	17,138,000,000	1,783,216,541	1,397,511,022	3,180,727,563	△13,957,272,436	18.5
酒税	1,311,000,000	118,728,855	237,566,049	356,294,904	△954,705,095	27.1
たばこ税	929,000,000	74,720,681	222,502,578	297,223,260	△631,776,739	31.9
揮発油税	2,394,000,000	188,610,373	412,540,558	601,150,931	△1,792,849,068	25.1
石油ガス税	8,000,000	692,461	1,430,315	2,122,776	△5,877,223	26.5
航空機燃料税	52,000,000	4,575,176	12,792,319	17,367,495	△34,632,504	33.3
石油石炭税	688,000,000	53,555,128	125,476,303	179,031,431	△508,968,568	26.0
電源開発促進税	313,000,000	27,414,708	74,270,268	101,684,976	△211,315,023	32.4
自動車重量税	370,000,000	33,744,560	61,881,973	95,626,533	△274,373,466	25.8
関税	953,000,000	86,584,131	239,038,565	325,622,697	△627,377,302	34.1
とん税	10,000,000	801,385	3,340,546	4,141,932	△5,858,067	41.4
地価税	—	458	—	458	458	—
旧税	—	50	732	782	782	—
印紙収入						
印紙収入	1,092,000,000	77,229,401	381,769,016	458,998,418	△633,001,581	42.0
官業益金及官業収入						
官業収入	43,846,167	5,391,102	23,026,332	28,417,434	△15,428,732	64.8
政府資産整理収入	254,079,148	8,485,481	76,624,591	85,110,072	△168,969,075	33.4
国有財産処分収入	101,911,288	2,203,005	37,603,405	39,806,410	△62,104,877	39.0
回収金等収入	152,167,860	6,282,476	39,021,185	45,303,662	△106,864,197	29.7
雑収入	5,019,406,632	102,872,239	3,194,311,292	3,297,183,532	△1,722,223,099	65.6
国有財産利用収入	117,391,794	6,279,581	69,219,937	75,499,518	△41,892,275	64.3
納付金	708,440,444	42,532,819	257,051,223	299,584,042	△408,856,401	42.2
諸収入	4,193,574,394	54,059,839	2,868,040,132	2,922,099,971	△1,271,474,422	69.6
公債金						
公債金	34,369,800,000	9,065,243	23,353,583,806	23,362,649,049	△11,007,150,950	67.9
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	55,577,463	—	—	—	△55,577,463	—
合計	97,454,709,410	4,560,152,135	35,775,295,527	40,335,447,663	△57,119,261,746	41.3